

退職後の市民税・県民税・森林環境税の納付、再就職した場合について

◎会社退職後の市民税・県民税・森林環境税の納付方法について

会社等に勤務されている人の市民税・県民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等の給与支払者(特別徴収義務者)が市役所へ納入することになっています(給与からの特別徴収)。

この間に退職に伴って、勤務先の給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引かれなかった場合は、その差し引かれなかった額は退職時に給与または退職手当から一括して差し引く方法か、または、個人で納付する方法(普通徴収)に切り替わります。

【個人で納付する方法(普通徴収)】

個人で納付書により納付していただく普通徴収の納期は、年4回(6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日)に分かれています。

退職に伴い給与から特別徴収されなかった額を納付していただくための納付書を、勤務先から市役所に届け出があった翌月以降にご自宅へお送りします。金融機関・コンビニエンスストア・市役所の窓口や地方税お支払いサイト等で納付してください。

〔例〕 年税額240,000円の人が8月末日で退職し、勤務先から9月に届け出があった場合

→第1期と第2期の納期限が過ぎているため、9月から5月までの差し引かれなかった合計額180,000円を第3期と第4期の2回に分けて納付していただきます。

【特別徴収:給与から差し引く額(円)】

年税額	徴 収 済 額			未 徴 収 額 (給与から差し引かれなかった)									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
240,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	60,000			180,000									

【普通徴収:個人で納付する額(円)】

納付額	第1期	第2期	第3期	第4期
180,000	—	—	90,000	90,000
納期	6月末	8月末	10月末	1月末

◎再就職された場合の「給与から差し引く(特別徴収)」への切り替えについて

ご本人様の希望により、再就職された年度の市民税・県民税・森林環境税を「給与から差し引く(特別徴収)」へ切り替えできる場合があります。

希望される場合は、勤務先の給与担当者に納税通知書を提示し、特別徴収への切り替えを依頼してください。給与担当者から市民税課宛に「特別徴収切替申請書」の提出が必要です。

なお、特別徴収に切り替えできるのは、納期限が過ぎていない納期分に限りますので、納期限が過ぎている納期分については個人で納付書により納付してください。